

食 生 号 外  
平成19年3月7日

庁内各課長 殿

福祉部健康安全局食品・生活安全課長

悪質な訪問販売によるリース契約について

最近、個人事業者等を狙った訪問販売によるリース契約に係る苦情相談が多く寄せられ、中には悪質な事例(別紙参照)も見受けられるところです。

ご承知のとおり、契約当事者が一般消費者であれば、訪問販売による商品・役務の購入契約の場合、特定商取引に関する法律の規定により一定期間内ならば契約申込みの撤回又は契約の解除(いわゆる「クーリング・オフ制度」)が広く認められています。しかし、契約当事者が事業者の場合、原則として「クーリング・オフ制度」の適用は受けられませんので注意が必要です。

については、貴関係業界・団体等に対し、訪問販売によるリース契約の前には対象物件の詳細や契約内容についても十分吟味するよう注意喚起ください。

なお、契約当事者が事業者であっても、契約当事者の事業内容や契約内容等により「クーリング・オフ制度」の適用が受けられる事例もありますので、不審に思うときは下記窓口にご相談するようご助言ください。

記

奈良県食品・生活相談センター	0742-26-0931
奈良県葛城保健所食の安全・消費生活相談窓口	0745-22-0931
中小企業庁中小企業相談室	03-3501-4667
経済産業省近畿経済産業局中小企業課	06-6966-6024

※中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/051114houmon.html>

食品・生活安全課  
消費者行政係 田中  
電話 0742-27-8704  
内線 3189

## 相 談 事 例

## 事例①

＜相談＞ 大手電話会社を名乗り来訪。自宅と店舗兼用の電話機を無料で2回線にするといわれリース契約した。契約書には業者が勝手に屋号を記入した。店はあまり営業しておらず、ほとんど家庭用の利用である。(契約金額 約48万円)

→契約書に屋号等を記入することにより、事業用契約と偽装し特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)の適用を逃れようとしている。このように、契約の目的物が家庭用に使用するためのものである場合は、特商法の適用が可能。

## 事例②

＜相談＞ 店を経営しているが、インターネットホームページの企画・立案・作成を行う会社を名乗り来訪した業者が店の宣伝用のホームページを無料で作成すると言われ承諾したところ、専用サーバーが必要とのことでリース契約した。後で契約書を見るとネット・ショップのページを作成するためのソフトのリース契約になっていた。(契約金額 約176万円)

→契約の目的が店の宣伝、また、リース物件がネット・ショップのページを運用するためのソフトであり特商法の適用が困難な事例。民法等の一般法ルールで解決を図らねばならないケース。

## 事例③

＜相談＞ 来訪した業者に電話基本料が込みになっている説明され電話機のリース契約をした。後で、電話会社に問い合わせると、電話機リース契約で電話基本料が含まれるようなものはないといわれた。自分は、会社を経営しているが、事業者用契約には、クーリング・オフ制度の適用外と聞いたがどうしたらよいか。(契約金額 不明)

→会社名義で契約してもその電話機が家庭用に使用するためのものである場合は、特商法が適用されるが、例えば会社の事務所に設置した電話のように事業用であれば特商法が適用されない可能性が高いケース。

## 事例④

＜相談＞ 消火器の詰替を行う業者が来訪し、会社(自動車販売・修理業)においてあった消火器を「期限切れだ。このままでは法律に違反した状態なので詰め替えなければならない。」と言ったので口頭で承諾したところ会社にあった消火器を持って行ってしまったが、契約しなければならないのか、また、持って行かれた消火器は返してもらえないのか。(契約金額 不明)

→契約内容(消火器詰替)が、会社の業務(自動車販売・修理業)と無関係であり特商法の適用除外事由にあたらぬと判断され、契約書面不交付を理由にクーリング・オフが認められた事例。(平17.7.30 大阪高裁判決)

※事例①～③は県内発生事例、事例④は兵庫県内発生事例。